平成２９年（フ）第５３３４号
大阪府吹田市清和園町７番８号（103）、前住所大阪市東淀川区下新庄３丁目２番16―407号
債務者　和久田　卓
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３４４号
大阪市東淀川区大桐４丁目４番80―312号
債務者　園田　祐介
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９号
大分県宇佐市院内町大副833番地
債務者　岩男　典子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０号
大分県宇佐市院内町大副833番地
債務者　岩男　七重
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４６号
静岡県島田市宝来町９番57号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３７号
静岡市清水区蛇塚64番地
債務者　望月　　眞
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４５号
静岡市清水区梅田町11番４号　駿河ハイツ７号棟302号
債務者　山本　志保
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５０号
静岡市葵区瀬名１丁目20番２－６号、旧住所静岡市清水区下野町６番15号　エルディムタカヨシ205号
債務者　大石　　健
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
沖縄県八重山郡与那国町字与那国4022番地61　２Ｆ
債務者　寺浦　篤志
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第５０３号
岡山市中区倉富521番地２　ニューディアス湯浅Ｃ－101号室
債務者　本田　愛世
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６３号
東京都清瀬市旭が丘２丁目３番７－107号
債務者　青木　　敏
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３０６号
東京都小金井市前原町４丁目４番38号
債務者　鈴木　敦史
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８６号
東京都町田市高ヶ坂７丁目14番10号
債務者　池田　直樹
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３２４号
東京都多摩市永山４丁目３番地12―102
債務者　南谷　三男
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０１号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林573番地14　コーポＹＵＴＡＫＡ－Ｂ102号
債務者　遠藤こずえ
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部